

世田谷区立芦花中学校PTA規約

第一章 総 則

第 1 条 本会は世田谷区立芦花中学校PTAと称し、事務所を芦花中学校（世田谷区粕谷 2-2-2）におく。

第二章 目 的

第 2 条 会員一体となって、中学校教育の進展に協力し、生徒の幸福を増進するとともに会員相互の親睦を図り、教養を深めることを目的とする。

第三章 活 動

第 3 条 本会はその目的を達するために下記の活動を行う。

1. 民主的教育に対する理解を深めるための活動
2. 学校、家庭、社会における教育的環境整備の活動
3. 会員相互の親睦を図り、教養を深めるための活動
4. その他の本会の目的を達成するための適当な活動

第四章 方 針

第 4 条 本会は教育を本旨とする民主的団体として活動し、非営利的、非宗教的、非政党的である。

第 5 条 本会は学校問題について討議し、意見を述べ、参考資料を提供するが、学校の管理や人事に干渉するものではない。

第 6 条 本会は国や地方公共団体の適正な教育予算の充実を期するために努力する。

第五章 会 員

第 7 条 本会の会員は本校生徒の保護者と、学校に勤務する教員とをもって組織し、会員は全て平等の権利と義務を有する。

第六章 会計

第8条 本会の経費は会費をもって支弁する。会費の額については、月額250円を基準として、年間の活動計画や活動内容を鑑み、総会において議決された金額を当該年度の会費とする。転入・転出などの事情があった会員については、当該年度の残り月数に応じ精算することとする。

第9条 PTA会費および保険料は、総会において議決された金額に基づいて、PTA本部より指定された期日までに一度に納めることとする。

第10条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第七章 役員

第11条 本会の役員は次の通りとする。

1. 会長 1名（保護者）
2. 副会長 必要数（保護者2名以上、副校長）
3. 書記 3名（保護者2、教員1）
4. 会計 3名（保護者2、教員1）

第12条 役員任期は1年とし、再任は妨げないが、同一の役職は引き続き3年を超えてはならない。ただし、教員は除く。役員改選により次期役員が決定するまで引き続きその任務に当たる。

第13条 役員ならびに会計監査委員の選出は次の通り行われる。

1. 役員ならびに会計監査委員は、役員選考委員会で選考し、候補者については、本人の同意を得て、総会5日前までに会員に通知し、総会の承認を得る。
2. 年度内に役員欠員が生じた場合、現役員が必要に応じて、役員選考委員会に後任者の補充を依頼できることとする。その場合、役員選考委員会は後任者を選考し、運営委員会にはかり、これを補充することとする。後任者の任期は前任者の任期の残余期間とする。

第14条 役員の任務は次の通りである。

1. 会 長 — 本会を代表し、総会、役員会、運営委員会ならびに各委員会を招集する。ただし、役員選考委員会に出席できない。
2. 副会長 — 会長を補佐し、会長に事故ある時は、会長の要請により、その職務を代行する。
3. 書 記 — 総会及び運営委員会の議事を記録し、通信書類の保管など、本会の庶務一般を行う。
4. 会 計 — 本会の全ての金銭の出納を担当し、その収支出を正確に記録し、会計監査委員会の監査を経て総会で報告する。

第 八 章 機 関 及 び 運 営

第15条 本会は会務遂行のため次の機関を設ける。

1. 総会（定期総会、臨時総会）
2. 運営委員会
3. 役員会
4. 会計監査委員会
5. 予算委員会
6. 学級委員会
7. 専門委員会（広報、校外）
8. 役員選考委員会
9. 特別委員会

ただし、本条第3項、第4項、第8項に規定する会の役員及び委員は、互いに兼任することはできない。

第16条 総会は本会の最高議決機関であって、定期総会と臨時総会とに分ける。

1. 定期総会 — 定期総会は毎年年度初めに開催する。
 - (1) 会員による役員の承認
 - (2) 各専門委員会委員長、副委員長及び学級委員会代表の紹介
 - (3) 前年度の事業経過報告ならびに決算報告の承認
 - (4) 新年度の事業計画ならびに予算の承認
 - (5) 会計監査委員の承認

2. 臨時総会 — 臨時総会は会長が必要と認めた場合、または会員の1/4以上の要求があった場合に開くことができる。

第17条 総会は会員の1/4以上の出席をもって成立する。(委任状を含む)

第18条 総会及び運営委員会の議決は出席者の過半数をもって決める。

第19条 運営委員会は本会の役員、各委員会の委員長、副委員長及び学級委員で構成する。会は構成員の1/2以上の出席をもって成立し、次のことを行う。

1. 各委員会によって立案された事業計画を審議検討する。
2. 総会に提出する議案を作成する。
3. 本規約の目的に反しない限り、特別委員会を設けることができる。
4. その他総会によって委任された事項を常時処理する。

第20条 役員会は必要に応じて会の運営全般について協議する。

第21条 学級委員会は、各学年、各学級の活動及び連絡調整に当たる。

第22条

1. 各専門委員会は各学級より選出された委員及び教員によって構成する。
2. 各専門委員会は、互選された委員長(保護者1名)、副委員長(保護者1~2名、教員1名)をおく。
3. 各専門委員会は事業計画ならびに議案を立案し、運営委員会の審議を得て実行する。
4. 広報委員会は、本会の広報活動をする。
5. 校外委員会は、本校の教育環境の整備や校外活動を行う。

第23条 会計監査委員会は、3名の委員(保護者2名、教員1名)によって構成される。会計監査委員会は、その年度の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

第24条

1. 役員選考委員会は、第1学年、第2学年の各学級より選出された委員1名、及び教員3名によって構成する。
2. 役員選考委員会は、互選された委員長(保護者1名)、副委員長(保護者1~2名、教員1名)をおく。
3. 役員選考委員会は、次年度の役員選出対象から除外する。
4. 役員選考委員会の任務は第13条により行われる。

- 第25条 1. 予算委員会は役員、各専門委員長、学級委員代表をもって構成する。
2. 予算委員会の正副委員長は、会計がこれに当たる。
3. 予算委員会は、予算案を作成し、運営委員会の審議を経て総会に提案する。

第九章 付 則

第26条 学校長は各種会議に出席して、学校管理ならびに教育上の意見を述べることができる。

第27条 本規約の目的に反しない限り、運営委員会において細則を設けることができる。

第28条 この規約は総会議決によらなければ、変更することはできない。

第29条 本規約は平成15年5月1日より実施する。

- ・一部改正 第9条・第11条 平成18年2月20日
- ・一部改正 第11条 平成18年5月19日
- ・一部改正 第9条 平成24年5月29日
- ・一部改正 第24条 平成25年5月28日
- ・一部改正 第22条・第24条 平成26年11月8日
- ・一部改正 第9条・第22条・第24条 平成30年5月12日
- ・一部改正 第8条・第9条・第13条 令和3年10月28日
- ・一部改正 第1条・8条・15条・22条 令和7年1月21日

会 計 細 則

第 1 条 慶弔規定について次のように定める。ただし、対象者もしくはその親族よりPTAへの情報共有の承諾が得られ、副校長より申告がある場合に限る。

1. 教員の病気の場合、2週間以上、または入院に対しては見舞金として5,000円を贈る。
2. 死亡に対しては、下記の香典を捧げる。

(1) 会 員	10,000円
(2) 生 徒	10,000円
3. 教員の結婚に対しては祝意を表し5,000円を贈る。
4. 災害、その他慶弔を必要と認められるときは、運営委員会において別途協議し、決定する。特殊な場合は募金等を行うことができる。

付 記

- ・本規定は昭和59年4月25日より適用する。
- ・一部改訂 平成5年4月25日
- ・一部改訂 平成15年5月1日
- ・一部改定 令和6年4月27日
- ・一部改定 令和7年1月11日

役 員 細 則

第 1 条 次期役員候補者は年度初めより定期総会での承認を受けるまでの間PTA運営を代行するが、必要な場合現役員の指示に従う。

第 2 条 この細則は、平成13年3月3日より適用する。

役 員 選 出 細 則

第 1 条 役員選考委員会は、年度の最終運営委員会において、次年度役員候補者を紹介し、仮承認を得る。

第 2 条 この細則は、平成13年3月3日より適用する。

個人情報取扱細則

(目的)

第 1 条 この個人情報取扱方法は、芦花中学校PTA（以下「本会」という。）が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利・利益を保護することを目的として制定する。

(指針)

第 2 条 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、個人情報保護法に則って運用管理を行い、活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(周知)

第 3 条 本会において取得・保持する個人情報の取扱方法については、総会資料又は通知などの方法により適宜会員に周知する。

(利用目的)

第 4 条 本会では個人情報を次の目的のために利用する。

- (1) 本会の事業に関する文書等の送付
- (2) 会費請求、管理等のための連絡
- (3) 本会役員・委員・会員名簿等の作成

(個人情報の取得)

第 5 条 本会が取り扱う個人情報及びその利用の同意については、PTA会長宛てに書面および電子データで提出された次の事項とする。

- (1) 氏名
- (2) 電話番号
- (3) メールアドレス
- (4) その他必要とするもので同意を得た事項

2 前項の規定にかかわらず、要配慮個人情報等を収集する場合は、あらかじめ別途本人の同意を得るものとする。

(同意の取り消し)

第 6 条 会員は、個人情報の取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の事項・項目又は全ての事項・項目について、その同意を取り消すことができる。

- 2 不同意の申し出があった場合、本会は直ちに該当する個人情報を破棄又は削除しなければならない。ただし名簿等として既に配布しているものについては、削除の連絡をすることでこれに替える。

(管理)

- 第 7 条 個人情報は、本会役員が適正に管理する。
- 2 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに破棄する。

(保管)

- 第 8 条 個人情報データベースは、紙媒体は施錠保管、電子データはファイルにパスワードをかけるなど適切な状態で保管することとする。

(第三者提供の制限)

- 第 9 条 本会は、次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。
- (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(第三者提供に係る記録の作成等)

- 第 10 条 個人情報を第三者（第 9 条第 1 号から第 4 号の場合及び都、市役所、区役所を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。
- (1) 第三者の氏名
 - (2) 提供年月日
 - (3) 提供する対象者の氏名
 - (4) 提供する情報の項目
 - (5) 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第11条 第三者(第9条第1号から第4号の場合及び都、市役所、区役所を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名、住所
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(秘密保持義務)

第12条 本会会員は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その地位を退いた後も同様とする。

(情報開示等)

第13条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第14条 個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに本会役員に報告する。

(苦情の処理)

第15条 本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

附則 本取扱方法は、令和5年1月15日から施行する。

なお、この取扱方法は法令の改正又は実務上の不備が発生した場合には、本会役員会で協議・検討し、運営委員会で改定することができる。取扱方法を改定した場合は、第3条に定める周知の方法をもって、会員へ周知するものとする。

芦花中学校PTA 各委員会の紹介

学級委員会

学級の保護者とPTA本部や学校とのパイプ役として、PTA運営委員会に出席します。担任の先生と連絡を取り合い、学級内の保護者や先生とのコミュニケーションを図るために学級懇談会等の企画を行います。

広報委員会

年に数回、広報誌「あし笛」を発行します。PTAの活動、学校や生徒たちの様子などを会員の方々にお知らせする役割をはたします。

校外委員会

学校の教育環境の整備や地域活動、他校との連絡などに取り組みます。

役員選考委員会

次年度の役員（会長、副会長、書記、会計）、会計監査委員、各委員長を選出します。

世田谷区立中学校PTA連合協議会について

(略称：世中P連)

世中P連の目的及び事業

・本会は、世田谷区立中学校PTAの協力により、教育の健全な発展充実に寄与することを目的とする。
(会則第2章 第3条)

・本会は、前条の目的を達成するために下記の事業を行う。

1. 中学校相互間の連絡を密にし、共通の目的達成のための諸活動。
2. 教育行政及び財務について調査・研究ならびに要望。
3. 各PTA及び教育機関ならびに関係団体との連絡協調。(会則第2章 第4条)

・本会は、世田谷区立中学校PTAをもって構成する。(会則第3章 第5条)

世中P連の組織図

*世田谷区立中学校の各单位PTAを単Pと略します。

